

業務部速報

No. 3

発行 11. 7. 1

JR東労組 業務部

申 23 号

職場活動の否定と排除に関する緊急申し入れ

申 31 号

不当労働行為の根絶と労働協約の遵守を求める申し入れ



会社の認識

ローカルルールの是正は、労働協約から逸脱した事象を是正するものだという認識である。

対立!

組合の主張

ローカルルールは長年にわたって労使でよかれと作ってきたものであり、労使の認識を一致させてから取り組むものだ。まして会議室の取り扱いの議論はない。

会議室の使用は業務に支障がなく、施設管理上問題がなければ箇所長の判断で貸し出す。

対立!

日勤管理者がいないと貸せないとは聞いたことすらない。今まで 20 年以上も何一つ指摘されたことはない。勝手に条件をつけるのは労働協約 62 条違反だ。

労使慣行の認識は違う。

対立!

従来認めてきた施設利用を一方的に禁止・制限する行為は団結権に基づく組合活動に対する侵害行為であり不当労働行為だ。

会社が労働協約無視！労使慣行の否定！
を行うなら、第三者機関への申し立てを含め
本部は各地本・支部・分会と共に断固闘う！